

盛地申 第9号 交番検査業務委託拡大に伴う 業務執行体制の見直しについて

第5号 一部業務委託する業務に関わる工具はグループ会社で準備すること。

パート③

【会社】特殊工具と呼ばれるものは貸し出し・共有で使う事になるが、それ以外の工具はJ R とグループ会社別々の所に置いてあり、各々がそれを使う事になる。

〈組合〉工具の貸し借りや、土日の借用の連絡などはどの様に行うのか？

【会社】グループ会社と詳細を詰めているものもあり、調整されたものは現場には伝えていく。

第6項 一部業務委託する業務を安全に行うための設備や環境を整備すること。

【会社】本施策に伴い、新たに設備などを整備する計画はない

〈組合〉今使っている圧縮エアーの取出しが仮設状態で使用しているし、交前作業場の証明不足や、車両に合わせた足場が整備されていない。支社計画にも「グループ全社員が働きやすい環境を整備」と記載されている。整備改善を行なう必要性はある。

【会社】現状については支社も把握している。問題意識はあるので、優先順位や予算を検討し、改善に向けて前向きに考えていく。

第7項 今後の検修職場の未来像を明らかにすること。

【会社】盛岡支社は先になると思うが、今後車両も置き換えていき、人口も減少していく中で、それに対応し車両の品質も守りながら、より効率化な体制を構築し、働きがいを感じられる職場を目指していく。

〈組合〉人口減少の中、どう働きがいのある職場を創り出していくかは、労組の共通認識である。今後も議論を深めて生きたいと思っている。

【会社】この件名に関わらず、今後も議論を深めていければと考えている。

第8項 36交渉でも超勤実態について議論してきた経緯もある事から、本施策に伴っての検証を行い、検証結果を基に労使で議論を行っていくこと。

【会社】施策や超勤管理は会社が責任を持ってやっていく。具体的な提起があれば労使間の取扱い使いに関する協約に則り取り扱っていく。